

～大切なお知らせ～

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

離婚した(又は協議中の)方、DV避難中の方へ

離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方へ

- ✓ 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」をご自身が受給できる可能性があります。
- ✓ DV避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があります。
- ✓ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまっている場合でも、別途要件を満たせば（離婚成立・DV保護命令等）、ご自身がひとり親世帯分給付金を受給できる可能性があります。

→ お住まいの市区町村にてお早めにご相談ください

詳しくは裏面参照

子育て世帯生活支援特別給付金の概要

以下の支給対象者に、児童1人あたり5万円を支給

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

①または②に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方

② { ■令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象。）
 であって
■令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

(ひとり親世帯分)

① 令和5年3月分児童扶養手当受給者

② 公的年金等の受給により令和5年3月分児童扶養手当の支給を受けていない方

③ 家計が急変し収入が①と同水準となっている方

■こども家庭庁コールセンター

0120-400-903

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。

- ・以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
- ・配偶者が給付金を受給済みか、ご自身が給付金対象者かなど、分からぬ点は、お住まいの市区町村の給付金担当窓口までご相談ください。

? 4月以降にこどもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。
(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。
私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか?

- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、児童手当の受給者変更を行ってください。本給付金についての手続きは、**お住まいの市区町村にお尋ねください。(申請不要**で受給できる場合もあります。)
- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみの場合など)、給付金の**申請を行ってください**(期限はお住まいの市区町村にお尋ねください。)。

?? 児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか?
離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できます。

離婚協議中であることを明らかにできる書類 (一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
 - 公的機関が発行した書類(家庭裁判所における事件係属証明書など)
 - 弁護士等、第三者により作成された書類
(離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)
- など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類

? 配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。
配偶者が給付金を受給しないようにできますか?

- ▶ お住まいの市区町村の給付金担当窓口に、DV避難中である旨お申し出ください。
配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。
(住民票を移していなくても、お住まいの市区町村で手続きできます。)



DV避難中であることを明らかにできる書類 (一例、児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書等
 - 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
 - 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
(+配偶者の健康保険の扶養外又は別世帯で国保加入となること)
- ※ このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる場合には、市区町村判断で対応可能
(具体例) ・母子生活支援施設や婦人保護施設等に母子ともに入所
・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

? (元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか?
▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、同額のひとり親世帯分給付金を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、**申請を行ってください**(期限はお住まいの市区町村にお尋ねください)。